

## 表示方法に係わる自主基準の作成について

一部の二酸化塩素製品において「不当景品類及び不当表示防止法」（以下、景品表示法）第6条の規定に基づく消費者庁による措置命令を受けたことに対し、当工業会においても真摯に受け止め、このようなことを二度と起こさないよう活動して参ります。そこで二酸化塩素製品の表示について、薬事法、景品表示法および公正競争規約を厳守することが、重大な課題となると考え、当工業会は、使用者が製品を理解し、安全に使用することを確保するため、薬事法、景品表示法等の関連諸法規を遵守した広告を作成する上での表示方法に関わる自主基準を作成することとしました。